

地域における協力に関する協定

武蔵村山市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社武蔵村山郵便局及び武蔵村山市内郵便局（以下「乙」という。）とは、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、武蔵村山市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防、警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気づいた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- (4) 消防水利、マンホール等の鉄蓋及び消防水利標識等の破損を発見した場合
- (5) その他目的を達成するために必要な事項が発生した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲及び乙は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年後の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月24日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市代表者

武蔵村山市長

藤野 勝

乙 東京都武蔵村山市学園三丁目24番地の1
武蔵村山市内郵便局代表者

日本郵便株式会社
武蔵村山郵便局長

植村 光明

（武蔵村山郵便局及び武蔵村山市内郵便局）

郵便局名	所在地
武蔵村山郵便局	東京都武蔵村山市学園三丁目24番地の1
村山団地内郵便局	東京都武蔵村山市緑が丘1460番地
武蔵村山三ツ藤郵便局	東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目36番地の1
武蔵村山大南四郵便局	東京都武蔵村山市大南四丁目61番地の5
武蔵村山中原郵便局	東京都武蔵村山市中原二丁目8番地の11
村山郵便局	東京都武蔵村山市本町四丁目3番地の1
武蔵村山大南郵便局	東京都武蔵村山市大南三丁目4番地の1